

再び魏律「序略」について

——滋賀教授の私信に答えて——

内 田 智 雄

さきに拙稿「魏律『序略』についての二・三の問題」(同志社法学、第五五・五七号)において、滋賀秀三教授の「曹魏新律十八篇の篇目について」(国家学会雑誌、第六九卷、第七・八号)の所論に対し、若干の異論を提示したところ、過般同氏から懇切長文にわたる私信が寄せられた。そして問題の焦点は、魏律における囚律存否の問題と、その問題と不可分な関係にあると考えられる繫訊断獄律が、一律であるか二律であるかということ、従ってそれは魏律十八篇の篇目を如何に考えるかという極めて重大な問題に関連するわけであるが、そののち、私に格別新しい見解も生じないままに、折角の同氏の書信にもかかわらず、荏苒日をおくって今日におよんだ。しかし同氏と私とは、問題の焦点がかなり異なっているわけであって、従って私がここに再び一文を草したとしても、当面する問題の解決に対しては、ほとんど益するところがないように思われる。けれどもそれはそれとして、私はなんらかの形で卑見を開陳する学問的な責務を感じているし、またそれによって、私の前稿が目的としていたところにつき、なにほどの理解を増していたか、一助にもなるかと思ひ、本誌の編輯子から稿を求められるままに、匆遽に筆をとってこの一文を草することとした。

しかし、私信として寄せられた滋賀教授の所論に対しては、私はやはり私信として同氏にこたえるのが至当であろうが、あえてこのような形で公表することについて、若干の私見を申し述べておく必要がある。第一に、私信を公表することにつき同氏の許諾を得ていないということである。このことについては、私信の内容が純粹に学問的なものであつて私事にわたっていないということ、従つて内容的には、これを公表することによつて、同氏に甚だしくは迷惑をおよぼすことはなからうかと考えられたこと。次に同氏の所論の内容は、同氏によれば、別に復写をもつてそのひとつを私あてに送られたものであるとのことで、かりに私が同氏にその反論を提起した場合においても、それに応ずる用意をあらかじめ整えておられ、その責任を明らかにしていただけるものであるということ、従つて私信をこのよるな形で公表することと、私がこのよるな形で意見を開陳することについては、問題をひろく同学の士とともにさうらに考えてみたいという私の意図を諒察されるならば、平素の友誼に免じて、滋賀氏の許諾を得ることができると思う。

(一) 高論を読み了えての総括的な結論は、次の通りであります。すなわち、拙稿の論の進め方のうちに、見方によつては若干不親切と思われる箇処があつたかも知れません。(尤もこの点は、多分に、文章に対する人それぞれの趣味によることであり、高論中に指摘された諸点が一々客観的に妥当であると認めるわけではありません) また拙稿が東川説の存在を見逃がし、これに対する論評を欠いたことは、弁解の余地なきミスであつたと考えます。従来諸説を網羅的に検討した上に自説を立てるといふ論文構成をとつた以上、そのうちの一説を見逃したことは何としても失態であります。

拙稿について反省すべき点は以上の点だけであつて、その結論自体は高論の批判にもかかわらず、完全、無傷に維持されていると考えます。分説すること下の如くです。

(二) 高論において、拙稿の結論に対して提起せられた本質的な疑問は、「序略が囚律を除くといっていない」(二十六頁)し、またそのことは他の「どの文献資料にも見出し得ない」(三十二頁)という一点にかかっているということができます。「論理的には確かに首肯し得る新説である」(二十六頁)とまで評価された——学術論文の評価としてこれ以上の評価はないと思います——私見が、一転して貶せられるのも正にこの点によってであり、晉志高訳注⑩(内田注、訳注晉書刑法志④七四頁以下)において私見の難点としてあげられたのも正にこの点であります。ところでこの点に対する私の答えはすでに拙稿の中に準備されております。(八十六頁末行)すなわち、序略が廃止を明言しないのは囚律だけでなく、興律また然りであります。明示の資料なきの故を以て囚律の解消を疑うならば、全く同一の理由によって興律の解消をも疑わなければなりません。そうすれば魏律篇目を正確に数えあげようとする試みは一切不可能となります。高訳注⑪に「諸説がひとしく興律を十八篇のうちに数えていないのは……という考え方にもとづくものであろう」と他人ごとのように言われますが、他人ごとではありません。訳注者自身、どう考えておられるかが問われねばなりません。若し興律の解消を疑うのであれば、それは不可知論になりますから、注⑪最後の御見解は出すべきでなかったということになりました。高論三十三頁の「もし然りとするならば、「増十三篇」のうちには戸律が加えられ、滋賀氏が二律と数えた繫訊断獄律は、自然に二律と見てよいことになるかと思う」(傍点滋賀)という言は、繫訊断獄を一律とし興律を除いて数えれば丁度十八という数に合うという考えを前提しないでは出て来ない言葉だからであります。若しまた興律の解消を認められるのでしたら、それは論者自らも資料にないことを認めるわけですから、囚律解消説を、ただ資料にないという理由だけで責めることは、もはやできない筈です。敢てそれをするならば、それはえこひいきというほかありません。勿論、同じく資料にないことであっても、興律については推理すべき十分の理由があり、囚律についての推理は十分の納得性がない、というのなら話は別ですが、そのような

内容的な比較は高論のうちに一語も述べられていません。否、囚律解消の推理は高論において「まことに然りである」(二十六頁)という評価を勝ち得ている程であります。それをただ資料に明記されていないという一般的理由だけで責めるのは不当であります。

要するに、資料に明らかでないことを推理しなければならぬということは、魏律篇目について説を成そうと試みる者すべてに共通の宿命であります。「資料に明らかでないから疑わしい」という議論は、不可知論の根拠とはなりません、諸説相互の優劣を判定する基準とはなりません。したがって、その種の批判によつては、拙稿の結論に少しも傷がつかないわけであります。

以上のことは誰の目にも明らかですが、高論を読むとどうもそうではなくて、確かに私の説だけが飛躍を犯しているような印象を受けます。そのからくりは何処にあるかと見て行きますと、肝心なところで(興律についても資料に記事がないという)事実の隠蔽が行われているのです。「……ひとり、囚律に関してのみ、何故にその廃棄ないしは解消の事実や理由を記さないのであろうか」(高論二十六頁)という抑揚の一句、これが事実を無視した強いごときであるわけです。高訳注⑩に「晉志が廢律を除く場合にはそのことを明記しているにかかわらず、囚律を除くことを全く記していないこと云々」というのも、沈黙による虚偽たるを免がれなかりましょう。かように事実の正視が回避されているということは、高論の致命的な弱点であると考えます。

(1) 不可知論に徹するならば、それはそれで十分論理的だと思えます。徐道麟氏の立場はまさにそれであり、私はこの立場に最も好感をもちます。ただ、囚律の解消ということに気がつきさえすれば、問題はそれ程不可知ではないと考えるだけです。

(三) 序略は、囚律を除くことを全く記していない、ということが高論に繰返し指摘されていますが、正確に言えば、全く記していないのはむしろ興律についてであつて、(私見によれば)囚律については記しているのです。⁽²⁾ ただ、そ

れとはっきりわかるように記してない、というだけではありません。囚律が真に解消していたとすれば、序略の書き方は確かに非常に不正確であり、ミスリーディングであります。しかし、そもそも駢文的な要素に富んだ魏晉六朝の文章は、文体の整合を重んずるの余り、内容の正確さを犠牲にすることを、それ程意に介さなかったのではなからうか。その証拠には「辨囚律爲告劾繫訊斷獄、分盜律爲請賂詐僞水火毀亡」（これも晉書撰者の文というよりも、何かの転載かも知れません）という文章の字面を見ても、囚律は消えて盜律は残ったという真相は少しもわからないではないか。そのような不正確・ミスリーディングを平気で犯すのが当時の文章家の心理であったのだから、われわれもそのつもりで序略の文章に対さなければならぬであらう。⁽³⁾このような意味で拙稿に、晉律についてのべる晉志の言葉を引いたのですが（九十頁）、この点についての高論の扱いは、全く納得し難い思いが致します。「実に「辨」と「分」との文字の相違に求めるよりほかにはなく」（高論、三十一頁）という一語、真意を汲むに困難を感じます。「辨」と「分」との字義を十分に研究すれば、したがって兩字の用法を完全にマスターした人ならば、この字面を見ただけで真相を知ることができる、とお考えでしょうか。それは殆んど漢文の常識に反することではないでしょうか。さきに「之法」と「之事」とは相互におきかえてもよい（高論、二十三頁）と言われた同じ論者が、ここでは「辨」と「分」とを相互におきかえてもよい、と考えようとせられないことが不思議でなりません。

興律のことと、この晉志の文章とは、私見を傍から支える二本の柱として立てておいた——高論の言葉を借りれば——重要な手続であつたわけですが、共に正当に評価されなかつたことは遺憾であります。

(2) 「囚律有繫囚鞠獄斷獄之法……故分爲繫訊斷獄律」という一段だけをとって、文法的に見れば、「囚律を分けて」と見ることも「囚律から分けて」と見ることも、全く同等に可能であります。前後の同様な構文との比較によってこの意味を解こうとするのは、文法論ではなくして、筆者の筆ぐせを手がかりとする解読法であります。筆ぐせをせんさくするには、その人間の心を心とするまでの意気込みで立向う必要があります。その意味で、当時の文章家の心をさぐる好箇の手がかりとして、晉

志の他の一文を引いたわけです。

- (3) 高論二十六頁十二行から三十頁七行までの議論を見てゆきますと、それは文章という生きものを扱う方法としてすでに正道を逸し、救いようのない袋小路に入ってしまったように感ぜられてなりません。

つまり、このような議論が説得力をもつためには、序略の筆者ともあるうものが、後世史家として真相を見誤まらせるような筆づかいをする筈がない、という保証が前提されねばならないわけですが、そのような保証が「辨囚律……分盜律……」の例によって、積極的に打消されてしまうわけです。

(四) いうまでもなく、拙稿の核心は囚律から分ち出されたものの内容的考察にあります。(八十七頁)この部分今読みかえすと、確かに言葉足らずの気味があるかと思えます(尤も大切な言葉は欠けておりませんが)。この部分だけでも原語のおよその意味を解説しながら叙述した方がよかつたと思います。「之法」に傍点をうったのも、これだけでは確かに意を尽さず、御批判(高論二十三頁)を受けるのも無理ありません。但し「之法」について一言弁じますと、確かに「之法」と「之事」とはおきかえることができるかも知れませんが——それでも何れを何れにと言葉を選ぶとすればやはり原文の通り落付くのではないかと思えますが——「之法」「之事」をとつてもよいのだというのは、首肯し難い極論のように思えます。やはり繫囚鞠獄断獄という包括的な事柄自体が「之法」という文字を要求しているように思えます。御指摘の「盜律有賊傷之例、賊律有盜章之文、興律有上獄之法、廢律有逮捕之事」の賊傷、盜章、上獄、逮捕にしてもいずれも多少とも包括的な事柄であり賊伐樹木などの具体的事項(主として一犯罪名)とは質的に異なります。

ともかくも表現上の問題ではありますが、拙稿のいわんとする趣旨は誤りなく高論のうちに受けとめられ、そして「論理的には首肯しうる」(二十六頁)という評価をうけているのですから、結論には影響ありません。なお、ついでに申しますと、私見が晉律との比較からヒントを得て生れたもののように御推測になつておられますが(高論、三〇頁)、そ

これは事実でありません。序略を見ている間に、「なんだ、囚律はなくなっているではないか！」と気がついたのであります。恐らく繫訊断獄が一律ならんや二律ならんやと考えているうちに、ふと、そのもととなった囚律とは一体何物ぞやと考えて見た瞬間に気がついたのであらうと思えます。事柄は小なりとはいえ、多年の疑問が一瞬に解けたことがとても嬉しく、早速書いて見る気になりました。その地ならしとして、まず諸先学の説を——とくに、同様のことをすでに述べたものもしやありはしないかという見地から——調べ上げ、さらに所論の試金石として晉律との比較の必要に思い到り、そしてあの形にまとまったものであります。つまり「囚律から繫囚鞠獄断獄を引いたら、あとに何が残るか」ということ、これが拙稿の発端であり核心であります。

(四) 高論の随所において、拙稿が繫訊断獄が二律であることの証明を怠っている旨の批判を述べられますが、これは首肯し難い批判であります。とくに「極言すれば、繫訊断獄を二律と数える以上云々」(高論、三十二頁)とは人を誣うるも甚だしいものであり、同じく「繫訊断獄律を二律とするか一律とするかということによって、囚律存否の問題は自ら決定せられるわけであつて」といわれるのは、事柄が全く逆であります。繫訊断獄は、それ自体を眺めていても、決定の、少なくともきめ手はないのであり、囚律解消ということ——囚律解消自体は繫囚鞠獄断獄を引いたら何が残るかという考察から導き出される——こそが、繫訊断獄は一律なりや二律なりやを決定するきめ手(論証)であるわけです。何となれば、囚律は解消した、囚律を分けて繫訊断獄律としたのだ、という以上、繫訊断獄は二律でしかあり得ないわけです。若し一律とすればそれは囚律の改称にすぎず、「分」とは言えないからであります。こうして得られた結果を数えて見ると、故五、増九、合計十八という数にぴたりと合うし、更にこれを晉律と比較してもよく適合し、どこにも無理が生じないのです。囚律解消が一番のもつとであり、それから繫訊断獄は二律なり——十八篇——↓晉律という風に段階的に論証は進んで行くのであり、決して始点なき円環をなすのではないのです。

それにしても、どうして拙稿に一律か二律かの問題を一言も問題としてふれなかったか。それは前述の東川説を見逃したと関連し、私が見た限りの先学の説が一致して二律説であったからであります。凡そ序略を読んで、あれが一律か二律かを一応疑わぬ人はないであります。先学が二律とされるのは、皆それぞれの判断に基いてであり、決して頭から決めていたわけではない筈です。その結果がすべて一致し、そして自分も今や決定的な論拠をもってそれを確信するに到った以上、もはやこと新しく問題として立てる必要を感じなかった——平地に波を立てる必要はなかった——わけです。東川説を見ていたら、当然論評したでありましょう。

ともかくも、若しこれが一律たることを確信する者あらば、堂々とそれを主張し論証すべきであります。高論には疑問・憶測あるのみで主張がないことが残念であります。

(六) 繫訊断獄を二律とするためには、繫囚・鞠獄・断獄・上獄・報讞などの「意味内容を明らかにして、そしてそれらが繫訊と断獄のいずれに属するかを論証することなくしては……手続きの上からは不備である」といった種類の御批判が、高論二十二頁に見えています。篇目の名称という全く形式的な問題だけを主題とした拙稿において、御要求のような事柄を述べることは、少くとも「必要」ではありません。繫訊断獄が二律たることの証明は、囚律が解消した以上、序略の文勢上、これは当然二律でしかあり得ないということ、すでに「完備」しております。御指摘の事柄を解説した方が確かに親切ではありません（但し、文章において、懇切を尊ぶか簡潔を尊ぶかは個人の趣味によることですから、どちらがよいと一概には言えないでしょう）。しかし親切でないの故を以て論証が「完備」していない、と言いなすのは、誣言であります。それは恰も、AがBを刀で刺した事実を証拠によって認定し、Aを傷害罪に問うた判決に対して、右手で刺したか左手で刺したかが判決理由のなかに述べられていないからとて、判決は不備でありAは無罪であると控訴するようなものであります。勿論、たとえば傷は右手で刺したものに違いないのに、Aは左ききで

あったという事実でも挙げれば、これは大いに問題になります。同様に御指摘のような点を考え進めた結果、何らか具体的、私見の結論と矛盾する事実が挙げたならば、その時始めて、論争は一步進展するわけです。そのような具体的問題の提起は何もなしに、ただ一般的の記述の詳しさを要求し、詳しくないから不備であるといい、論証そのものに欠陥があるかのような印象を読者に与えることは、凡そ論争というもののルールに反することではないかと考えます。

凡そ何かの説をなすときに、この説に対して疑を容れる余地は全くないのだということを証明することは不可能です。主要な諸点の説明をおえたならば、一応その説は成立したものと認め、あとは、疑問の余地ありと主張する側に、その疑点を具体的に提起する責任があるものとしなければ、論争というものは成立たないでありましょう。

(七) 最後に、「就故五篇」の「故」を法経と考え、繫訊断獄を一律とする高見の是非について考えたいと思います。基本的にいえば、今までのべた囚律解消説の弁護が、とりもなおさず高見に対する最も切実な批判となるわけです。何となれば高見は囚律解消説の批判を通じて成立した——少くもそのように論文構成されている——説でありますから、その前提となった批判が的外れのものであったことが明らかとなれば、自然にその発生の根拠を失うからであります。しかしこう言っただけでは話が進みませんから、囚律解消説との比較・対決の問題は一応棚上げにして、高見自体がどれだけの根拠をもつか、また無理を犯していないかを検討してみたいと思います。

(八) 繫訊断獄が一律か二律かを、囚律との関連を離れて考えた場合、私は、やはりいずれかといえば二律に傾くと思います。四字名の律篇というものは、魏律の中に他に例がないのみならず中国歴代の律を通じて、かつてその例を見ないところがあります。中国語がいかにシラブルの数の整合を重んずる言語であるかを思うとき、これは決して軽視しえない重要な手がかりであります（内田補記、なお滋賀氏の書信の欄外には下記のことばが付記されているので、便宜ここに挿入しておく。「六典撰者がこれを二律に読んでいることもまた、中国人の言語感覚が奈辺にあるかを物語るものと申せましょう」）。

後世律篇の統合が行われる場合の例を見ても、刑名と法例を併せて名例、繫訊・断獄・捕亡を併せて捕断など（いずれも北齊律）、巧みに新らたな二字名がつくられております。これが中国人の神経というものであり、漢字というものの切着自在な性質がそれを可能にしていたわけです。これを思うと、魏律の中にただ一つだけ異様な四字名があったということは、どうしても奇異であり不自然であります。真に一律であったならば、唐律のように単に断獄と名付けておけば十分だった筈であります。

序略の形式上からは、四字一律のようにも見えということも、お説の通り「一律である」という積極的な論拠とはなし得ない」（二〇頁）ものでありますし、⁽⁴⁾その他でも、一律説が高論の中で積極的に基礎づけられている箇処は見当りません。

以上を総合して、どちらかと言えば二律が自然といわねばなりません。

(4) この形式論に対する反論は、私の心の中には準備されていますが、高論自体がそれ程に強く主張しておられないのですから、反論もさし控えます。

(九) 「就故」の意味について高論は「すくなくとも『故』の字の厳密な意味は、漢の九章律より法経六篇とする方が、はるかに自然な解釈であるように考えられる」（三十三頁）とされました。これは今まで誰も述べたことのない——考えた者はあるかも知れませんが、少なくとも学界に公表するだけの勇氣をもった者のない——新説であります。新説を立てるにはそれだけの用意、論証・説得力が伴わなければなりません。しかるにこの新説には、後にも前にもただこの天降りの断定あるのみで、他に一語の論証もありません。理に窮した者が語気を強めることによつて主張を押し通すことは、日常生活には見られることですが、学問の世界では許されてはならないと思ひます。

論証を伴わない説に対しては批判のしようもないわけであり、ただ自分なりの考えを併行的に述べるよりほかあ

りません。私は、「就故」を法経六篇を基準にした語と解することは不自然であると考えます。漢代四〇〇年を通じて律九章としてなじまれて来た（拙稿註3）ものをとびこえて、それ以前のものを引合いに出すということは、少くとも常識では考えられません。常識をくつがえすには、それ相応の証拠が必要です。フリーにどちらに考えてもよいという問題ではありません。挙証責任は常識・通説をくつがえそうとする側にある筈です。而も常識は、序略の文面からも裏づけられます。「凡所定増十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲増、於旁章科令爲省矣」という言葉は、魏律編者の勃々たる対抗意識の対象が、九章律にあったことを物語ります。「舊律所難知者、由於六篇篇少故也」「舊律、因秦法經、就増三篇」という旧律も明らかに九章律を意味します（高訳注m「秦や漢の旧律のことをいう」という説明は理解に苦しみます）。魏律編者、そして序略筆者の目前にたちはだかっているものは、あくまでも漢の九章律であり、す。それをとびこえて秦の法経を引合いに出したとは一寸考えられません。

(H) 以上のように高論の新説には、いずれの面から見ても無理が伴いこそすれ、具体的資料に基いた積極的な論証というものが、何一つありません。では新説のとりえは何かといえ、それは、囚律解消説は採りたくないという立場に立ち、しかもなお、故五、増十三という数につじつまを合せようとするれば、こうとでも考えておくほかはない、という唯一点でありましょう。高論中随所で、囚律解消説が「十八篇の篇数にあわすために、あるいは考察の焦点をもつばらそのことのみにおいて」（二十一頁、三十二頁同趣旨）立てられたものであるかのように言いなされています（その不当なることすでにこの手紙五段前述）、かような批判は、まさに高論の新説に対してこそ適合するものとして、そのまま返上致したく存じます。

(出) されば問題はただ一つ、「囚律解消説は採りたくない」という気持に、果してどれだけの根拠があるか、ということがあります。これはこの手紙の前半にすでに弁じた所であり、御玩味戴けましたら幸であります。

(四) 以上、長々と弁じましたが、これで先生始めグループの方々の、囚律解消説に対する御支持をかちうる事ができるとは必ずしも期待しません。いかに論理的に準備された結論であつても、それを我がものとするか否かは全人間的な決断によるものであり、人間は十人十色だからであります。裁判官が証拠によつて裁判するといひながら、証拠から何を読みとるかは、結局は、自由心証によるのと同じことでもあります。これはお互人間である以上、やむを得ません。ただ、私自身としては、高論を通じて自説の論理的矛盾を見出すこともなく、また論理を止揚した直感的歴史像としても、いささかの動揺を感じることもしなかつたということだけを申上げておきます。

以上が滋賀教授から寄せられた私信である。以下便宜、箇条書きのかたちで私の解答を述べることとする。

(一) 東川徳治氏のみが繫訊断獄を二律と数えていることを滋賀氏が看過されていることは、そのこと自体としては大して問題とすべきこととは考えない。ただ東川氏の所説を見ておられたならば、問題の論究の仕方に若干の差異をきたしたであろうことは予測されるが、滋賀氏の所論自体にはなほどの影響をもあたえなかつたであろう。私の問題とするところは、むしろ問題の処理の仕方にあるのであつて、その意味では、「見方によっては若干不親切と思われる箇処があつたかも知れません」という以上に、すなわち親切不親切以上の問題であるといふべきであらうと思ふ。

以下滋賀氏の反論に答えながら、私のいわんとするところを明らかにしよう。

(二) 滋賀氏の囚律解消説に疑問を提起しながらも「論理的には確かに首肯し得る新説である」といった私のことばに対する私自身の説明は後に述べることにして、同氏が「明示の資料なきの故を以て囚律の解消を疑うならば、全く同一の理由によつて興律の解消をも疑わなければなりません」といわれることについて所見を述べよう。なるほど興

律については、いわれるが如く興律という律名を廃止除去する明文が晉志にないにかかわらず、なお興律という律名が廃されたことについて、私は疑義を有していませんのであるが、それは興擅律（あるいは擅興律）という律名が新しく作られた、あるいは興律がそれに改編せられたことにあるといえることができる。いうまでもなく興律は、もともと国家が軍事や工事などに際して、人民を兵役や徭役などに徴集したり、それに必要な物資の徴発などに関する法律であると理解される。そして「擅興」もしくは「興擅」といわれる場合の「擅」は、いうまでもなく「ほしいままにする」ことを字義とするが、それは単なる「擅」でも、また「興」と無関係な独自の擅断を意味するものでもなく、上記の意味における「興」に関して行なわれる不法行為に限定せられ、またそれを指称するものであることは明らかである。もし擅興律もしくは興擅律をこのように理解するとすれば、新律改編に際して、擅興律もしくは興擅律を新しく設けた以上、旧来の興律の内容は自然に新律に移行されたものと見て誤りはないのであろうし、律名自体もまた「興」の字を踏襲しているのであって、従つて興律の廃止を晉志が特に記さないことの故をもつて、興律の解消を疑わなければならぬ積極的な理由はないように思われる。従つてまた、律の内容的な考察と、および律名の文字の形式的な関係からも、囚律が繫訊断獄律中に自然に解消したということとは日を同じうしては談じ得ないであらう。これが「興律については推理すべき十分の理由」ではないかも知れないが、興律についてはその存否を改めて問題にしなくともよいという私の理由であり、必ずしも滋賀氏のいわれるが如く「え、こ、ひ、い、き」によるものではないという弁である。

また訳注晉書刑法志(四)の注⑩において、「諸説がひとしく興律を十八篇中に数えていないのは、新たに興擅律または擅興律ができたので、旧来の興律は解消したという考え方にもとづくものであろう」と記したことに對して、「他人ごとのように言われますが、他人ごとではありません。訳注者自身、どう考えておられるかが問われねばなりません。

ん」といわれるけれども、私自身は、とりわけ古典の訳注をする場合と、論文をまとめる場合とは、自ら異なる立場に立つべきものと考えているし、またこの問題に関するかぎり、諸説のもとづくところが上記のようなものであろうという想像以上に深入りして、われわれの見解を提起する必要を必ずしも認めなかったからである。

また「序略」の記述に即するかぎり、また滋賀氏の論証のかぎりにおいては、囚律の解消と、および囚律の繫訊断獄二律への改編を認めることには若干の躊躇を感じざるを得ないということを記したのに対して、ただちにそれを不可知論と認定されることは、甚だ当を得ない議論であって、疑問をもつとか疑義をいなくということをもつてもその疑問のもち方や疑義のいただき方にもよるけれども——ただちに不可知論だとされることは、余りに性急な議論であるというよりほかにはない。すなわち滋賀氏の所説を全面的に承認しないかぎり、それは不可知論であるという論理であるが、私の立場は滋賀氏が引証されているように、囚律解消説に多分に賛意を表し、もし「諸説相互の優劣を判定する」というのであれば、滋賀氏の所説をあげるのに吝かでないけれども、しかし囚律の解消を断定するためには、なお若干の躊躇を感じざるを得ないというのが、私の偽らざる心境である。しかしこれは必ずしも不可知論ではない。なお私が「ひとり囚律に関してのみ、何故にその廃棄ないし解消の事実や理由を記さないのであろう」かと記したことに對して、なにかそこに「からくり」や「事実を無視した強いごと」や「事実の隠蔽」があるようにいわれているけれども、からくりも強いごとも事実の隠蔽もなく、興律については前記の如くであり、廢律については「廢律を除く」という明文があり、囚律についてはその廃棄や解消について全然記するところがないという事実があるだけであることを付記しておきたい。

(三) ここでは前稿(上)の二十六頁から三〇頁にかけて、私が序略の「宜別爲篇、故分爲繫訊断獄律」という表現の「別」の字や「分」の字について、またそれ以下においては「辨囚律爲告劾繫訊断獄、分盜律爲請賂詐僞水火毀

亡」とある「辨」の字や「分」の字について、その用字の相違を手がかりとして、囚律存廢の手がかりをつかもうとしたのであるが、そうした意味では、それらの手続きがおおよそ無駄であることは、私もまたあらかじめ承知していたわけである。にもかかわらず一応そうした手続きをとったのは、対象が「序略」という書かれた文章であり、かつわれわれの論稿というものが、筆者自身の理解や考え方や論理の上に立つということ以上に、一般の読者にも筆者の推論の過程を、必要と考えられる限度において、紙上に開示することが義務づけられていると信じたからである。しかしその「必要と考えられる限度」が滋賀氏と私とは違っていたわけで、そのため「全く納得し難い思いが致します」といわれるわけである。この点については、私の前稿の一文（上、二六頁）を引用することによって、その回答にかえたいと思う。すなわち「それで私は、いま一度『序略』のこの条項の記事に立ちもどって、その表現自体に、疑問解決のかぎの存否を検してみたいと思う。しかし結論はすでにきわめて明らかであって、滋賀氏もまた「文章の形式としては、この一節もその前後の記事に比べて、一見大きな相違がないかも知れない」と指摘しているが、まことにそのとおりである。しかし滋賀氏のいう「内容的に見る」、すなわち表現をこえて内容的に推論を下すということとは、止むを得ない最後の方法としてのみとるべきであらうと思われる。そこで、空しくとも再び、当該の記事について若干の穿鑿を試みるとす」というのがそれである。

要するに私としては、滋賀氏が夙に指摘されているように、序略の用語する「辨」と「分」との文字の相違を究明することによつては、この問題は明らかにしがたいということを、「序略」の記事に即して実証するとともに、他方、晉律においては、「辨囚律」以下の語を解するかぎり、囚律を解消してと解するよりほかにないことを述べ（上、三頁）、かつまた「分」の字を用いた場合においては、一は、新律を分出するとともに、その母律ともいうべきものを存置している場合と、他は、新律の制定によつて、その母律ともいうべきもの自体が解消している場合とがあつて、

同じような条件のもとに用いられている同一の「分」の字に、甚だしく異なる二様の字義をあたえなければならぬことのあることを述べようとしたわけである（上、三六頁）。

私の意図するところが上記のようであったにもかかわらず、滋賀氏の誤解を招いたのは、いつに私の表現の不十分さに由るものであろうが、しかし「序略」に「分」の字をしきりに用いて新律制定のことを述べているかぎり、無駄なようでも「分」の字義の穿鑿は、考察の一応の手続きとしては、やはり必要なものであると今もって考えている。

(四) 前稿において私が「之法」と「之事」とをおきかえてみても、また「之法」や「之事」という文字を除き去っても、律の内容そのものの理解には支障がないといったのは、もちろん極端な表現を用いたままで、それは滋賀氏のさきの論稿における「ここでは『繫囚鞠獄断獄之法』という、法制度の一分野が包括的に挙げられる」ということばの「之法」という表現に、「包括的に」という過重な意義内容が背負わされていると受けとられたので、「之法」ということばにはそのような意味はないというために、やや極端な表現を用いたわけであるが、私信におけるごとく「繫囚鞠獄断獄」という包括的な事柄」という意味であれば、繫囚鞠獄断獄をもって法制度の一分野を包括的にあげたものであるとみるか否かは姑らくおくとしても、ひとつの解釈として、その意味するところは明瞭であって、私に異議はない。

(五) 私が「繫訊断獄律を二律とするか一律とするか」ということによつて、囚律存否の問題は自ら決定せられるわけであつて」と述べたことに対して、「事柄が全く逆である」と反論されているが、だから私も「あるいはまたその逆であるかも知れない」と記しているわけである。しかしことばのやりとりは別として、繫訊断獄律は二律であるから囚律は解消したというのでは、魏律十八篇の篇数のつじつまをあわせることに主眼をおいて囚律の解消を打出したところとなつて、事柄はまさに逆になるわけである。やはり滋賀氏の説かれるように、囚律の本来の内容をなす繫囚鞠獄断獄の法が、あげて他の律名に移されたという内容的な考証の上に、始めて囚律解消の事実が承認せらるべきであ

ろう。しからばどうして私があえてあのようなことをいったかといえば、滋賀氏の繫訊断獄二律説の説明が、全然あの論稿中には見られなかったからである。従つてもしこの二律とする論拠がなりたたなかつたり、薄弱であつたりすると、すくなくとも形式的には、すなわち魏律の篇数の上からは、滋賀氏の囚律解消説には大きな支障をもたらしこととなるわけである。試みにこの点に関して滋賀氏のいわれるところをみると、「囚律についての問題の記事は、囚律本来の内容が広汎に過ぎるため、これを二分し、それに若干の他律から分出せられた令・科から採られた事項を加えて、新たに繫訊・断獄の二律を立てた、そして囚律そのものは新たな二律のうちに解消してしまったことを意味するものであると結論せざるを得ないであらう」(八七―八九頁)とあるのみである。しかし文中の「これを二分し」とか、「繫訊・断獄の二律を立てた」とあるのは、そもそも何を根拠としていわれているのであろうか。「序略」が「これを二分し」とも、繫訊断獄を二律とするとも記していないことはいうまでもない。滋賀氏はこのようにいささかの論証も、一言の言及もなく、頭から二律であると断定されているが、これが頗る問題であることは上記の如くである。従つて繫訊断獄律が二律たることの論証を、なんらかの形で試みないかぎり、囚律の解消、すなわち十八篇中の一篇の減少を、繫訊断獄を二律と数えることによって、換言すれば形式的に篇数のつじつまをあわせるために、無論証で二律としたと印象せしめたとしても、またやむを得ないのではないかと思われる。それはとにかくとして、繫訊断獄を二律とする見かたも十分なりたち得るものであつて、そのことは滋賀氏が私信において反論の資とせられた個所を一読すれば、自ら明らかかなところであつて、問題は滋賀氏がその論証を省略されているというそのことのみにある。

(六) 同じことをいくたびもくりかえして述べることとなるが、魏の新律としての繫訊断獄律は、「囚律が解消した以上、序略の文勢上、それは当然に二律でしかあり得ない」ということが問題である。私のいわんとすることは、囚律が解消するかしないかにかかわりなく、繫訊断獄が二律であつて一律ではあり得ないことを論証、あるいは論証す

るための手続きが、この場合どうしても必要であるということであつて、それはもはや「親切」とか「懇切」とかの問題ではないといわざるを得ない。すなわち囚律が解消したから二律であるといふのであれば、もし囚律が解消しなければ一律でもあり得るといふのでは、繫訊断獄が二律であるといふ論証はなされていまいといわざるを得ない。加うるに繫訊断獄律の内容としてあげられている繫囚・鞠獄・断獄・上獄・考事報讞（あるいは考事と報讞の二事項であるかも知れない）などは、繫訊断獄を一律とする立場からは、どれとどれとが繫訊律に属し、どれとどれとが断獄律に帰属せしめられたかを明らかにする手続きを踏まないかぎり、論証の仕方としては甚だ不備であるといわざるを得ない。すなわち上記の五ないし六の事項が、二律のどちらに属したか明らかでないけれども、とにかく二律のどちらかに帰属せしめられたというような論証の仕方では——実際にはこのことさえ全然言及されていないのであるが——私に「手続きの上からは不備である」といったとしても、むしろ当然なことではないであろうか。ましてやそれらの事項のうちには、その意味内容さえ従来必ずしも明らかにされていまいものがあるにおいておやである。

しかし滋賀氏は、「篇目の名称という全く形式的な問題だけを主題とした拙稿において、御要求のような事柄を述べることば、少くとも『必要』ではありません」といわれているが、律を構成するところのもろもろの事項の意義も内容も明らかにされていまいという条件のもとでは、まずそれぞれの事項の意義内容を一応規定して、その上に立つて各事項の律の帰属を決定し、さらにその上でいわゆる「形式的な問題」を論ずべきではないであろうか。換言すれば繫訊断獄律といった性質の問題については、その形式的な問題を問題とするためには——滋賀氏のいわれる「形式的な問題」といふのは、新律全体の形式的な問題という意味であるようであるが——その内容を度外視しては成り立ち得ないものであると考えられる。たとえば形式的には、すなわち文字の上からは、その内容が最も理解しやすい繫囚・鞠獄・断獄の三事項についてみても、繫囚は繫訊律に属し、断獄は断獄律に帰属したと考えて過りはないのである。

うが、鞫獄は繫訊・断獄のいずれの律に属したのであろうか。「鞫」はもちろん「訊鞫」の「鞫」であるから繫訊律に属したとすれば、「獄」は「断獄」の「獄」であるから断獄律にも属したともいい得るであろう。もしそうであるとすれば、「訊鞫」は二律のどちらに属してもよい、あるいはそのどちらかに属した、とにかく繫訊断獄は二律でしかあり得ないということが、果して成りたち得る論証の仕方であらうか。さらに「上獄」や「考事報讞」などについては、これらの事項の意義の理解の仕方如何によつては、その帰属の問題はいろいろに考え得るわけであるが、これらの問題にひとことの言及をもなさずして、繫訊断獄は二律であるということができるのであろうか。たとえ「全く形式的な問題だけを主題とし」ているとしても、律を構成する内容の問題をまったく除外して、繫訊断獄が二律であるということは、私にはやはりできがたいことであると思われる。

なお私が滋賀氏のすぐれた論稿をあげつらうのみで、なんら「具体的に」滋賀氏の「結論と矛盾する事実」をあげていないことは、まことに指摘されるとおりであり、私に積極的な意見のないこともまた事実である。しかしそのことはのちに述べるように、この問題に対する滋賀氏と私との立場の相違にもよるのであるが、それはともかくとして、滋賀氏の囚律解消説が、前人未発の卓見であるという意味で、推称するにやぶさかなものでは決してない。にもかかわらず私としては、なおそこに、滋賀氏のように確信にみちては踏みきれないものが若干あるということ、また繫訊断獄に関しても、滋賀氏と同じように、やはり二律と見るのが至当ではないかと考えてはいるが、滋賀氏のさきの論稿のかぎりでは、無論証であるという意味において、そのままでは承認しがたかったということである。

(四) ここでは、滋賀氏が「故五篇」を漢の九章律の盗・賊・捕・雜・戸の五篇と解されているのに対して、私が法經六篇中の五篇、すなわち盗・賊・囚・捕・雜であるとも理解し得るのではないか、という仮説的な異見を呈したことに對する滋賀氏の概論的な批判が述べられている。そして私見のひとつとして出したこの「故五篇」を法經の五篇

と解する説は、囚律解消説をとる滋賀氏の立場とはまっとうに対立するわけで、従ってまたそこから、繫訊断獄を一律とみるか二律とみるかということも、不可分な関係において問題とされなければならぬこととなるのであるが、このところでは滋賀氏は、問題を具体的には提起されておらないので、指摘せられた問題点のみを再録するにとどめておく。そしてこの問題は、次項以下においてさらに明らかに指摘せられている。

(八) 繫訊断獄が一律か二律かという問題については、既に上に見てきたところであるので、ここでは再録をさけることとするが、今回の私信において滋賀氏がいわれるように、「繫訊断獄が一律か二律かを、囚律との関連を離れて考えた場合、私は、やはりいずれかといえば二律に傾くと思います」というのであれば、躊躇するところなく、私もまた同感の意を表するものである。すなわち囚律の存否とは関係なく、繫訊断獄は二律ではなからうか、いう問題の提起の仕方、そしてその二律たることの傍証的資料として、いわれるが如く、四字をもって律の篇名とするものが中国歴代の律名中には存在しないということ、さらにまた魏律の中にただけ異様な四字の律名であることなど、間接的ながら、繫訊断獄を二律と推定する資料として提示し得るのではないかと思われる。私が滋賀氏のさきの論稿に対して要求したところのものはまさにこれである。たとえさきの論稿が、「形式的な問題だけを主題とした」ものであっても、そしてそれは改めて言及する要をまたないほど自明であると考えられたとしても、やはり繫訊断獄は二律であるという論証——この程度の論証以外に論証の方法がない——を試みて、そして改めて、その二律たることと囚律解消説とを結びあわせて、魏律十八篇の篇目を推定するという手順であれば、結論に対する賛否は別としても、私のいう意味での推論の過程は一応充足されたということになる。

(九) 「故五篇」が法経の五篇か、それとも漢律の五篇かということが問題であるが、滋賀氏のように漢律の五篇と解すれば、囚律が除かれて戸律が数えられることになり、法経の五篇とすれば囚律はそのまま存置せられ、戸律は当

然に除外されたということになる。私が「もとの五篇」を法経の五篇とも解し得るとしたのは、囚律存置説をとるためにそのように解したわけでは決してなく、囚律の存否とは関係なく、「もとの五篇」という表現が、どうも漢律を指称しているとは感ぜられず、法経の五篇をいうもののように受けとれたことに因由する。このことは私の前稿(下)の初めのところにも記しておいたが、「序略」の筆者が漢律をいうときには、「舊律」とか「正律九篇」といった表現を用いており、従って単に「もとの五篇」といった場合、それは漢律とは区別して、法経中の五篇をさしたのではないか、またそのように解することが自然ではないかと考えたまでである。滋賀氏は「漢代四〇〇年を通じて律九章としてなじまれて来たものとびこえて、それ以前のもを引合に出すということは、少くとも常識では考えられません」といわれる。従って「もとの五篇」というのは、魏律のもとなった漢律であるということになる。しかし「序略」には「舊律所難知者、由於六篇篇少故也」とか、「舊律因秦法經」とかと、しばしばとはいいがたいとしても、短い「序略」の文章の中に、このような形で引きあいに出されているのであるから、この場合法経のことをいったとしても、それは必ずしもとびこえて引きあいに出したとは考えがたいと思われる。故に問題の「凡所定増十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲増、於旁章科令爲省矣」という記事も、魏律の組成を総括する文章であって、従って漢律のもとなった法経のことを述べたものとしても、それは決してとびこえた不自然な記述ではないかと考えられる。さらにまた一句おいて、「於正律九篇爲増」と、明らかに漢律との比較を記しているのであるから、「もとの五篇」は法経の五篇をいうものと解することも——囚律解消説とかかわりなく解するとすれば——必ずしも不当ではないと思う。いわれるが如く、たとえ魏律の編者が漢律に「勃々たる對抗意識」をもっていたとしても、漢律と法経とが全然別のものではなく、篇名や篇数の上からは、法経六篇に三篇を加えたにすぎないものが漢律である以上、漢律を記述するに際して、そのもとなった法経のことに言及することがあったとしても、決して不自然なとびこえかた

をしたものとは断じ得ないであろうと思う。

とにかく「もとの五篇」を漢律の五篇と解するためには、囚律が解消して戸律を加えることを前提としないと成り立たない説であるが、囚律の解消が是認されさえすれば、戸律を加えて漢律の五篇とすることに問題は無い。そしてもし「もとの五篇」を漢律と解すべきであるとするならば、さきに引きあいに出した「於正律九篇爲増」は、「於旁章科令爲省矣」ともともと対句であって、魏律の篇数を漢律や旁章科令と対比して要約したことばであり、魏律の組成を説明する「就故五篇」とは、異なつた角度からの表現であるということもできるかと思う。要するに滋賀氏の「もとの五篇」の理解の仕方は、囚律の解消説をふんまえたものであるから、問題はまたしても囚律の存否ということに還元されるわけである。

(4) および(出)にいわれるが如く私には、「具体的資料に基いた」反証はない。事実、資料はあの短い「序略」以外にはないのであるから、「具体的資料」とは「序略」の文章の理解の仕方、すなわち合理的な、妥当な解釈以外にはないわけである。そして私は、滋賀氏の囚律解消説が、やはりすぐれた新説であり、論理的にも首肯し得る卓見であることを推称するにやぶさかではないのであつて、従つて滋賀氏のいわれるように、「囚律解消説は採りたくないという立場に立」つものでは決してない。かりに囚律解消説の立場に立とうとしても、囚律の解消という仮説の上になつた繫訊断獄の二律説も、「故五篇」の漢律説も、繫訊断獄二律説や「故五篇」の漢律説の論証が十分でないと、逆に囚律解消説自体の根拠が問題になつてくるわけである。それで、私の率直な感しを表明することが許されるならば、滋賀氏は結論への過程を、あまりまっすぐに急ぎすぎでいられるのではないかということである。換言すれば論証の過程において、進路によつたわるもろもろの夾雑物を、やはり懇切丁寧に除去し清掃していく作業を、読者に納得させるような形で開示することが、「序略」のように短く、かつ難解な資料を素材として料理する場合には、やはり必要

な措置ではなかつたかということである。とりわけそれがすぐれた新説であればあるほど、こうした要請は切実であるといひ得ると思う。私があえて、若干の異論を提起してみた所以のものも、実にここに存するわけであつて、くりかえしていう、私は決して「囚律解消説は採りたくないという立場」では決してないということ。

(四) 以上私は、滋賀氏がその囚律解消説を縦の糸として、繫訊断獄を二律となし、「もとの五篇」を漢律の五篇とする新説に対して、私がかつて提起した若干の疑問に対し懇切な反論を寄せられたので、さらに私の所見を書きしるしてみたわけであるが、それは、滋賀氏が私に対していわれたのと全く同じように、これをもつて滋賀氏を説得し得るとも、また説得しようとも毛頭考えていない。ただ私が提起したことは、滋賀氏の推理の過程をい多少懇切に呈示するということ——そしてそれは論文の技術的な操作の問題ではあるが——私たちのように晉志の訳注に従事するものにおいてさえ、その感のあることを正直に申しあげておきたい。そしてそのことはまた、推理の過程におけるネガティブな面——たとえば私がかかりに提示したような異見をも鎧袖一触とのみ思わないで——をも考慮に入れて推論を進めていかれることが、この種の問題については特に必要なのではないかということである。

然らば問題は、滋賀氏と私とで、どこで喰ひ違つているかという点、それはこの問題に対する滋賀氏と私との年期のいれかたの相違によるかも知れないが、問題の根幹になる囚律解消説に対して、私はいまだ滋賀氏ほど確信をもつては踏みきれないということである。すなわち囚律解消説に多分の賛意を表しながらも、私自身としては、問題はい多少し保留しておきたいというのが、私の偽りのない実感である。従つてまた繫訊断獄律の問題についても、「故五篇」の解釈についても同様なことがいひ得る。これはあるいは私が論文の筆者としてよりは、晉志の訳注者としての立場に、より多く拘束されていることによるかも知れないが、とにかくこの問題に対する滋賀氏と私とでは、その立場をかなり異にしていることも事実である。

そもそも私は、前稿をあのような形でまとめたけれども、それが、滋賀氏の所論を論駁する主旨のものでないことは、前稿の主題および副題によっても明らかであろう。私の意図したところのものは、いつに「序略」は、魏律の「序」の如き性質のものを節略したものであつて、節略に際しては、節略そのことの技術的な制約によつて、本来の原文が表明していたところのものを、遺憾なく十全な形では節略し得なかつたのではなからうか。換言すれば、そこには、後の読者をして十分に、あるいは誤りなく理解せしめるに足るような形では、必ずしも節略し得なかつたのではなからうかということ、そして私の意図したところのものは、そのような点のいくつかを指摘しようとしたことにある。従つて私としては、そうした個所が若干提示し得、そしてそれらが「序」の節略によつて生じたものであることを推論し得れば、前稿の目的とするところはほぼ果し得たというわけである。時あたかも滋賀氏が囚律解消説を提起せられ、そしてそれとの関連において繫訊断獄を二律とせられ、「故五篇」をもつて漢律の五篇とせられるのを知つて、私の推論の過程において、滋賀氏の新説を摂取するとともに、また滋賀氏の新説に対して若干の私見を開陳したわけであるが、ただ私の提起した異見は、滋賀氏の主旨はともかくとして、あまりすつきりした形で割りきりすぎていられると感じたので、それに対して若干の消極的な異見を書きしるしたまでにすぎず、真正面にこの問題にとりくもうとする意志は初からなく、またそれが前稿の目的でも決してない。そして却つて滋賀氏によつて、「序略」が、囚律存否の問題、繫訊断獄は二律なりや一律なりやの問題、「故五篇」が法経なりや漢律なりやの問題など、従来の諸説によつては、必ずしも明らかにされておらない問題が新しく提起せられて、「序略」の文章の明確さを欠く諸点が、そもそも何に由来するかを改めて実証せられた感さえあるのである。ただ囚律の解消と、それにつながる「繫訊断獄」や「故五篇」の解釈の問題については、多分に贅意を表するものではあるけれども、私自身としては、さらに慎重を期する意味で、なおしばらく留保したいということをかさねて申し添えておきたい。妄言多謝。

付記。私は本稿の最初に、滋賀教授の私信を本稿に収載することにつき、予め同氏の了解を得たものでないことと、そのことに対する私の所懐の一端を記しておいたが、この稿を一応まとめ終った以後において、ただちに文書をもってこのことを同氏に報告するとともに、その了解を求める手続きをとった。それに対して同氏から十一月二十一日付の書留便をもって、きわめて嚴重な抗議が寄せられてきた。その要旨は次の二点である。第一は、あの手紙はあくまで私信であって、あのままの形、あのままの言葉づかいで公表すべきものではなく、それは学界の品位が許さないということ、さればとて、適宜に字句を変更したり省略して公表することも迷惑であるということ。第二は、同氏がこの手紙とほぼ同じ内容のものを、法制史研究第十一号に登載を予定されており、従って法制史研究の出版以前に、その私信を他から公表することに同意をあたえることは、同誌の編輯者と購読者に対して裏切りを犯すこととなる、ということである。

第一の点については、同氏からの異論にもかかわらず、私が同氏の私信を要約して付印し、それに私は私なりの意見なり反論なりを試みることは、私の自由に属することがらであると考えている。すなわち私信による学問的な反論に対しては、やはり私信によって反論しなければならぬものとは考えていない。また同氏の私信の主旨を要約するということも、私は夙に考えてはみたのであるが、——この「付記」の項における二点の要約がそれである——もしその主旨を誤り伝えたり、意をつくさないことのあるのをおそれ、手紙の全文をそのまま登載する方法をとった。そしてそのことに対して了解を求める手続きを踏まなかったのは、本稿初めに記したように考えたことと、従ってまた私の反論は、どのような形をとるものであっても、その形式はもともと私の自由であると考えたこととによっている。そして私信による反論では、ことばのやりとりを終始して、問題を進展さす方向にもっていくという意味では、すくなくとも私には明確な自信がなかったからであるが、それはこの問題に対する同氏と私との立場の相違にも由来していると考えられる。

第二の法制史研究との関係については、同氏からの別の私信によって承知していたが、それは、この問題をさらに一般的な形で記述せられるように承っていたので、その内容の問題はともかくとして、私に対する同氏の反論としては、私信に見られるようなまの形の方が、問題自体を明らかに摘出する上では、より適当ではないかと私には考えられた。また私は法制史研究の編輯にたずさわる一人として、私がかここで、この問題に対する私の立場や見解を、このような形で、すなわち同氏の反論にそうて明らかにしておくことは、同氏の法制史研究への寄稿に際し、問題の所在や問題自体を説明する上で、同氏に対しても学界に対しても、決してマイナスの資料にはならないとひそかに考え、同誌の原稿締切日ともならみあわせて、この稿を本誌に掲載することとしたわけである。

にもかかわらず私としては、同氏が「あのままの形、あのままの言葉づかいで公表されるべきものではなく、それは学界の品位が許さない」といわれることに対しては、もとより弁解もまた異論の余地もないところであって、これはいつに私が、滋賀氏の私信をこわりなく、このような形で公表したことに由来するもので、このことに対しては滋賀教授にはもちろんのこと、ひろく学界に対しても、その責がいつに私にあることを明記して、もって切に諒恕を得たいと思う。(十一月三十日)